

# わかくさカラオケ会・会則

## 第一章 総 則

(第1条) 本会は松愛会カラオケ同好会「わかくさカラオケ会」と称する。

(第2条) 本会は奈良3支部(東、西、奈和)内でパナソニック松愛会の登録要綱に基づいて活動する。

(第3条) 本会の会員資格は原則として「パナソニック(株)」退職者(家族含む)で構成する。

## 第二章 運 営

(第4条) 本会は活動を通じて会員相互の親睦を図り、会員自らの生き甲斐と健康づくりを目指し、本同好会の発展に寄与する事とする。

(第5条) 本会は会長、会計、幹事が一体となり会員とともに活動する。

## 第三章 世話役

(第6条) 会 長 1名

会 計 1名

幹 事 3名

①本会はHP事務局を置き、奈良3支部HP協議会代表者へ適時、活動内容を報告しHP投稿の充実に努める。

②幹事はHP事務局並びに行事企画と実行、例会の準備進行等を担う(夫々分担)。

③監査役について将来必要な時点で置く(その間は会計が担う)。

(第7条) 会長は本会を代表し幹事は会長を補佐する。

(第8条) 世話役は会員の互選により選出し任期は1ヶ年とする。 但し再任は妨げない。

## 第四章 入会・休会及び退会

(第9条) 入 会: 本会に入会希望者は所定の用紙に氏名等記入の上、年会費と併せて申し込みし、登録する。

(第10条) 退 会: 1年間、例会欠席の場合は退会とみなす  
但し、継続希望あれば休会扱いとする。

## 第五章 会計その他

(第12条) 本会の会計年度は1月から12月末日迄とする。

(第13条) 年会費は1,000円とし初年度の例会時に徴収する。  
扱い区分として会運営上必要な経費に使用し、総会時に会計報告を行う。

## 第六章 総 会

(第14条) 一年間の活動内容、会計報告の場とし、次年度の方針と活動内容の確認を行う。

(第15条) 会則の改定事項、世話役の交代、会員動向、支部協議内容などの報告を行う。  
時期として年度末実施。その中で忘年会を兼ねた例会を続けて行う。

## 第七章 附 則

(第1条) 本会則に定めない事項については都度、世話役相互で協議、検討決定する。

(第2条) 本会則は令和2年1月より実施するものとする。

(期間限定で実施の場合) 令和2年新型コロナ渦による感染防止策を講じ、当面6名に制限  
但し事務局にて事前調整の元、実行  
令和3年より実施する(感染防止策は別紙に有す)。

(註) 令和3年11月解除(情勢良化)